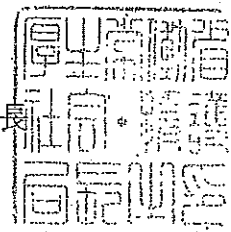


社 援 発 第 9 号
平成 23 年 8 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行について（施行通知）

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。以下「整備法」という。）が、平成23年8月26日に成立し、平成23年8月30日に公布されたところである。

これに伴い、厚生労働省社会・援護局が所管する法律が改正され、一部は公布日（平成23年8月30日）に施行され、その他については平成24年4月1日又は平成25年4月1日に施行されることとなっている。これらの改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、その周知徹底を図るとともに、その実施に当たって遺憾のないよう取り扱われたい。

第1 改正の趣旨

整備法は、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものである。

なお、整備法により改正された法律のうち、厚生労働省社会・援護局所管のものは以下のとおりである。

- ・民生委員法（昭和23年法律第198号）
- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第2 改正の内容

一 民生委員法の一部改正（整備法第28条関係）

都道府県知事による民生委員の指導訓練に関する計画の樹立に係る規定を削除すること。

二 生活保護法の一部改正（整備法第31条関係）

（一） 保護施設

イ 都道府県は、保護施設（生活保護法第38条に規定する保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営について、条例で基準を定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、（イ）～（ハ）に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、（ニ）に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

（イ） 保護施設に配置する職員及びその員数

（ロ） 保護施設に係る居室の床面積

（ハ） 保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

（ニ） 保護施設の利用定員

（二） その他所要の改正を行うこと。

三 社会福祉法の一部改正（整備法第34条関係）

（一） 町村が福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するに際し必要な都道府県知事への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

（二） 都道府県知事並びに指定都市の長及び中核市の長の、社会福祉法等の施行に関する事務について、指導監督を行うための計画の樹立及びその実施を努力義務とすること。

（三） 社会福祉法人の所轄庁について、主たる事務所が市の区域にある社会福祉法人（地区社会福祉協議会である社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないものは市長とすること。

（四） 社会福祉施設

イ 都道府県は、社会福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する軽費老人ホーム及び売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、（イ）～（ハ）に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、（ニ）に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

（イ） 社会福祉施設に配置する職員及びその員数

（ロ） 社会福祉施設に係る居室の床面積

（ハ） 社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

（ニ） 社会福祉施設の利用定員

ハ 社会福祉法に基づく事業授産施設の基準については、生活保護法に基づく授産施設の基準に準ずることとされており、整備法施行後も、生活保護法に基づく条例に準ずることとして差し支えない。

（五） 社会福祉事業を目的とする寄附金募集に係る厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を要しないものとする。

（六） 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に係る意見反映のための措置及び計画の内容の公表を努力義務とすること。

（七） その他所要の改正を行うこと。

四 社会福祉法の一部改正（整備法第35条関係）

（一） 市の区域内で行われる隣保事業に係る事務について、市長が行うものとする。

（二） その他所要の改正を行うこと。

第3 施行日

第2に掲げる改正は、整備法の公布の日（平成23年8月30日）から施行すること。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行すること。

一 生活保護法の一部改正（第2の二）、社会福祉法の一部改正（第2の三（第62条、第65条及び第71条の改正規定に限る）及び四） 平成24年4月1日

- 二 社会福祉法の一部改正（第2の三（社会福祉法第30条及び第56条並びに別表の改正規定に限る。)) 平成25年4月1日

第4 経過措置

- 一 生活保護法の一部改正に伴う経過措置（整備法附則第22条関係）

第2の二の規定の施行の日（平成24年4月1日）から起算して1年を超えない期間内において、第2の二の規定による改正後の生活保護法第39条第1項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなすものとする。

- 二 社会福祉法の一部改正に伴う経過措置（整備法附則第25条関係）

(一) 第2の三の規定（社会福祉法第65条の改正規定に限る。以下第4の二の（一）において同じ。）の施行の日（平成24年4月1日）から起算して一年を超えない期間内において、第2の三の規定による改正後の社会福祉法第65条第1項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなすものとする。

(二) 第2の三の規定（社会福祉法第30条の改正規定に限る。以下第4の二の（二）において同じ。）の施行前に第2の三の規定による改正前の社会福祉法（以下「旧社会福祉法」という。）の規定によりされた認可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又は第2の三の規定の施行の際現に旧社会福祉法の規定によりされている認可等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、第2の三の規定の施行の日（平成25年4月1日）においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第2の三の規定による改正後の社会福祉法（以下「新社会福祉法」という。）の適用については、新社会福祉法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなすものとする。

(三) 第2の三の規定の施行前に旧社会福祉法の規定により所轄庁に対し届出等その他の手続をしなければならない事項で、第2の三の規定の施行の日（平成23年8月30日、平成24年4月1日又は平成25年4月1日）前にその手続がされていないものについては、これを、新社会福祉法の相当規定により所轄庁に対して届出等その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新社会福祉法の規定を適用するものとする。